旭ジュニアーズ　会則

別紙　1

第1条　（名称及び事務所）
当チームは「旭ジュニアーズ」と称し、京都市スポーツ少年団・北区少年野球振興会に加盟し、事務所は代表宅に置く。

第2条　（目的）
スポーツ（野球）を通じて友情を深め、協調心・思いやり・規律を守る心を育て、将来に渡ってスポーツに親しむ基礎を作ることを目的とする。

第3条　（団員）
鳳徳・紫明・元町小学校及び各学区内在住の、国立・私立の小学校1年より6年で構成され、所定の入団手続きを完了した者とする。

第4条　（入団・退団・休団）
入団希望者は、入団申込書を代表に提出する。
退団する場合は、退団届（適宜書式）を代表に提出する。
正当な理由がなく、練習・試合等に参加しない場合は代表が退団を命ずることがある。
休団のときも団費は徴収する。（幹事役員会で承認された場合はその限りでは無い）

第5条　（幹事役員・役員）
代表者　1名、各学年監督　各1名、総総務　1名、総会計　1名を幹事役員とし、コーチ　若干名、総総務・総会計を除く各学年総務及び会計　各1名、会計監査　1名、を役員とする。総会において承認を得た上で、任期は総会後1年間とする。
（再選は妨げない）

第6条　（総会）
総会は、幹事役員、役員、団員の保護者（1団員1票）をもって、毎年1月中に開催し、2/3以上の出席（委任状含む）を持って成立するものとする。
尚、幹事役員の過半数が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

第7条　（団費）
団費は、月額3,500円とし毎月毎に各学年会計に納入の上、総会計が集約する。
団費の他に、夏季合宿費用積立として月額1,500円を徴収する。（一括納入可）
又、各学年において運営費（おやつ代・卒団準備金等）を徴収することができる。
納入された団費は、適正かつ公平に使用し総会において会計報告を提出する
尚、原則として退団の場合は既納の団費は返納しない。

第8条　（弔慰金）
幹事役員、役員、団員並びに同居の両親の死亡に対しては弔慰金を供する。
弔慰金額　10,000円

第9条　（祝い金）
幹事役員、役員並びに団員の保護者の出産に対してはお祝い金を供する。
お祝い金額　10,000円

第10条　（事故責任）
幹事役員・役員・保護者・団員が練習並びに試合その他の行事に参加中及びその往復途上の事故等については、保険の適用を受けることとし、団並びに幹事役員、役員・保護者はその責任を一切負わない。

第11条　（会則外事項の取り扱い）
この会則に定めのない事項については幹事役員会により事前検討し、総会及び臨時総会に議題として提案することができる。

第12条　（その他）
当会則及び会則外事項は、総会並びに臨時総会において出席者の過半数（1団員1票）の賛成を得て、追加・変更・改訂することができる。

第13条　（実施日）
この会則は平成19年1月27日より実施するものとする。